

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
翌日
の翌日
に当り
る日)

目 次

◇ 告 示 字の区域の新設等

字の区域の変更(三件)

臨時種畜検査の実施

土地改良法による換地処分(三件)

土地区画整理法による換地処分

個人演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告

◇ 選管告示

告 示

鳥取県告示第九十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区

域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三百条第四項後段の規定による米子市旗ヶ崎第二土地区画整理事業の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字
の名称

同上の区域(昭和五十六年十月十九日現在の地番による。)

旗ヶ崎字西部

安倍字天狗松下一四三の四の一部、一四三の五の一部、一五〇の一の一部、一五〇の二の一部、一五八の一部、一五九の一の一部及び一五九の二の一部、旗ヶ崎字四軒茶屋道西二二八の一から二二八の四まで、二二八の六、二二三の一から二二三の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、旗ヶ崎字呉服屋灘舟道二三三から二三五まで、二三六の二、二四〇の一、二四一の一、二四二、二四三の一、二四三の二、二四四、二四四の二、二四五の一から二四五の三まで、二四六、二四七の二、二四八の一から二四八の一〇まで、二五〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部、旗ヶ崎字呉服屋流シ先二九三の八、二九三の一〇、二九三の一三、二九三の一四、二九三の一六、二九三の一八、二九三の二〇、二九五、二九六、二九七の一から二九七の一〇まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、旗ヶ崎字熊沢流シ先二九八の一、二九八の二、二九九の一、二九九の二、三〇〇の三、三〇二の二、三〇三の二、三〇四の二、

<p>区域を変更する町及び字の名称</p>	<p>三二三の八、三二三の一〇及びこれらと一体をなす国有地の一部、旗ヶ崎字安倍界灘三三三の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部、旗ヶ崎字道下安倍界の全域、旗ヶ崎字呉服屋地蔵下タの全域、旗ヶ崎字粟島境三六六の一、三六七の一、三六八の一、三六九の一、三七〇の三、三七〇の八、三七〇の一九、三七一の八、三七一の九、三七二の六及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに旗ヶ崎字荒神森西三八九の一、三八九の六から三八九の一六まで、三九〇の一、三九〇の五から三九〇の八まで、三九一の一、三九一の五から三九一の九まで、三九二の一、三九二の五、三九二の六、三九三の一、三九三の三、三九三の四、三九四の四、三九四の五、三九四の八、三九四の一〇、三九四の一三、三九五の三、三九五の八、三九五の一〇、三九六の一、三九六の八及び三九七</p>
<p>安倍字天狗松下</p>	<p>同上の区域（昭和五十六年十月十九日現在の地番による。）</p>
<p>旗ヶ崎字四軒茶屋道西</p>	<p>安倍字天狗松下のうち一四三の四の一部、一四三の五の一部、一五〇の一の一部、一五〇の二の一部、一五八の一部、一五九の一の一部及び一五九の二の一部以外の区域並びに旗ヶ崎字安倍界灘三三三の一の一部</p>
<p>旗ヶ崎字呉服屋灘舟道</p>	<p>旗ヶ崎字四軒茶屋道西のうち二二八の一から二二八の四まで、二二八の六、二二二の一から二二二の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>旗ヶ崎字呉服屋灘舟道</p>	<p>旗ヶ崎字呉服屋灘舟道のうち二二三から二三五まで、二二六の二、二四〇の一、二四一の一、二四二、二四三の一、二四三の二、二四四、二四四の二、二四五の一から二四五の三まで、二四六、二四七の二、二四八の一から二四八の一〇まで、二五〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

<p>旗ヶ崎字呉服屋流シ先</p>	<p>旗ヶ崎字呉服屋流シ先のうち二九三の八、二九三の一〇、二九三の一二、二九三の一四、二九三の一六、二九三の一八、二九三の二〇、二九五、二九六、二九七の一から二九七の一〇まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>旗ヶ崎字熊沢流シ先</p>	<p>旗ヶ崎字熊沢流シ先のうち二九八の一、二九八の二、二九九の一、二九九の二、三〇〇の三、三〇二の二、三〇三の二、三〇四の二、三一三の八、三一三の一〇及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>旗ヶ崎字安倍界灘</p>	<p>旗ヶ崎字安倍界灘のうち三三三の一及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>旗ヶ崎字粟島境</p>	<p>旗ヶ崎字粟島境のうち三六六の一、三六七の一、三六八の一、三六九の一、三七〇の三、三七〇の八、三七〇の一九、三七一の八、三七一の九、三七二の六及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>旗ヶ崎字荒神森西</p>	<p>旗ヶ崎字荒神森西のうち三八九の一、三八九の六から三八九の一六まで、三九〇の一、三九〇の五から三九〇の八まで、三九一の一、三九一の五から三九一の九まで、三九二の一、三九二の五、三九二の六、三九三の一、三九三の三、三九三の四、三九四の四、三九四の五、三九四の八、三九四の一〇、三九四の一三、三九五の三、三九五の八、三九五の一〇、三九六の一、三九六の八及び三九七以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>旗ヶ崎字道下安倍界及び旗ヶ崎字呉服屋地蔵下タ</p>

鳥取県告示第百九十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による安歩地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十七年九月一日現在の地番による。）
大字安歩字半田	大字安歩字半田のうち二五七の二の一部、二六二の五、二六二の六、二八三の二の一部、二八三の二の一部、二八四の二の一部、二八五、二八五の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二五七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字安歩字宮ノ前三一四の一部及びこれと一体をなす国有地
大字安歩字宮ノ前	大字安歩字宮ノ前のうち三〇三、三一一の一部、三二四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字安歩字半田二五七の二の一部、二六二の五、二六二の六、二八三の二の一部、二八三の二の一部、二八四の二の一部、二八五、二八五の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二五七の二と一体をなす国有地の一部並びに大字安歩字前田三一六の二の一部、三一七の五、三二六及びこれらと一体をなす国有地

大字安歩字前田

大字安歩字前田のうち三二六の二の一部、三二七の五、三二六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字安歩字宮ノ前三〇三、三一一の一部及びこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による明高地区第一工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十七年九月一日現在の地番による。）
大字明高字赤岩谷	一 大字明高字赤岩谷の全域及び大字明高字家ノ向二〇九の二
大字明高字家ノ向	大字明高字家ノ向のうち二〇九の二以外の区域

大字明高字村前通	大字明高字村前通のうち六六四及び六七〇と一体をなす 国有地の一部以外の区域
大字明高字今屋敷通	大字明高字今屋敷通のうち七一二の二の一部及びこれと 一体をなす国有地以外の区域並びに大字明高字村前通六六 四及び六七〇と一体をなす国有地の一部
大字明高字宮ノ下タ	大字明高字宮ノ下タの全域、大字明高字今屋敷通七一二 の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字明高字 宮ノ前七六三の二、七六三の三、七六五の二、七六七の二 から七六七の四まで、七六七の六から七六七の八まで及び これらと一体をなす国有地
大字明高字宮ノ前	大字明高字宮ノ前のうち七六三の二、七六三の三、七六 五の二、七六七の二から七六七の四まで、七六七の六から 七六七の八まで、七八五の六及びこれらと一体をなす国有 地以外の区域
大字明高字日氏	大字明高字日氏の全域、大字明高字宮ノ前七八五の六並 びに大字明高字日氏ノ上七八八の二、七八九の六から七八 九の一まで、八〇六の四、八〇六の五、八〇七の二、八 〇八の四及び八〇九の二
大字明高字日氏ノ上	大字明高字日氏ノ上のうち七八八の二、七八九の六から 七八九の一まで、八〇六の四、八〇六の五、八〇七の二、 八〇八の四及び八〇九の二以外の区域

鳥取県告示第百九十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定

<p>に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による間地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。</p> <p>昭和五十八年三月四日</p> <p>鳥取県知事 平 林 鴻 三</p>	
<p>区域を変更する字の名称</p> <p>同上の区域（昭和五十七年六月一日現在の地番による。）</p>	<p>畑池字宮ノ鼻</p> <p>畑池字宮ノ鼻のうち六の一部、七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、畑池字河原田八の一部、一〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二字伊勢地一六八三の二の一部、一六八四の一部、一七〇〇、一七〇一、一七〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>畑池字河原田</p> <p>畑池字河原田のうち八の一部、九の一部、一〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、畑池字宮ノ鼻六の一部、七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、二字伊勢地一六七六から一六七九まで、一六八三の二の一部、一六八四の一部、一七〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二字露ナシ一七〇三の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>畑池字伊勢地</p> <p>畑池字伊勢地のうち一五の一部、一六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、畑池字河原田九の一部、一〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二字露ナシ一七〇三の一部、一七〇八の三、一七〇九の</p>

二部字伊勢地	二部字露ナシ	二部字矢代原	二部字平畑	二部字間地ヨス限
三の一部及びこれらと一体をなす国有地	二部字伊勢地のうち一六七六から一六七九まで、一六八三の二、一六八四、一七〇〇から一七〇二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	二部字露ナシのうち一七〇三、一七〇八の三、一七〇九の三、一七一三の二、一七一四、一七一五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一七一五の一及び一七一九と一体をなす国有地以外の区域	二部字矢代原の全域、二部字露ナシ一七〇三の一部、一七〇九の三の一部、一七一三の二、一七一四、一七一五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一七一五の一及び一七一九と一体をなす国有地、二部字平畑一七四九の二の一部、一七五〇の二、一七五〇の三、一七五三の二、一七五四の二、一七五八の四及びこれらと一体をなす国有地、一七五〇の四と一体をなす国有地の一部並びに畑池字伊勢地一五の一部、一六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地	二部字平畑のうち一七四九の二の一部、一七五〇の二、一七五〇の三、一七五三の二、一七五四の二、一七五八の四及びこれらと一体をなす国有地、一七五〇の四と一体をなす国有地の一部並びに一七八〇と一体をなす国有地の一部以外の区域

二部字丸山	二部字越峠ノ四	二部字羽田	二部字砂田	二部字三軒屋ノ下モ	二部字三軒屋ノ前	<p>二部字丸山のうち二四六〇の二以外の区域</p> <p>二部字越峠ノ四のうち二四六八の一、二四七三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>二部字羽田の全域並びに二部字砂田一八二五の一の一部</p> <p>二部字砂田のうち一八二五の一の一部、一八三〇の一の一部、一八三二の一部、一八三三の一の一部、一八三三の二、一八三四から一八三九まで、一八四〇の一、一八四〇の二、一八四一、一八四二の二、一八四三の一、一八四三の二、一八四五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、二部字三軒屋ノ下モ一九五九の二の一部、一九六〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二部字三軒屋ノ前一九六三の二の一部及び一九六三の三の一部</p> <p>二部字三軒屋ノ下モのうち一九五九の二の一部、一九五九の二、一九六〇の二の一部、一九六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに二部字砂田一八三〇の二の一部</p> <p>二部字三軒屋ノ前のうち一九六三の二の一部、一九六三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一九六三の四と一体をなす国有地の一部以外の区域、二部字三軒屋一九二七の二の一部、一九二七の三の一部、一九二八の一部、一九五五の一部、一九五六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九五八と一体をなす国有地の一部、二部字三軒屋ノ下モ一九五九の二の一部、一九六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二部字原場一九六七の一</p> <p>二部字三軒屋のうち一九二七の二の一部、一九二七の三</p>
-------	---------	-------	-------	-----------	----------	---

<p>二部字原場</p>	<p>一部、一九二八の一部、一九五五の一部、一九五六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九五八と一体をなす国有地の一部以外の区域、二部字砂田一八三二の一部、一八三三の一部、一八三三の二、一八三四から一八三九まで、一八四〇の一、一八四〇の二、一八四一、一八四二の二、一八四三の一、一八四三の二、一八四五の二及びこれらと一体をなす国有地、二部字三軒屋ノ下モ一九五九の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二部字三軒屋ノ前のうち一九六三の二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部並びに一九六三の四と一体をなす国有地の一部</p>
<p>二部字奥間地</p>	<p>二部字奥間地のうち一九六七の一以外の区域</p>
<p>二部字奥間地上 エ</p>	<p>二部字奥間地のうち二二三五の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域並びに二部字奥間地上エ二二二七の一の一部、二二四〇の一部、二二四二の一部、二二四三の一部、二二四四、二二四五の一から二二四五の三まで、二二四六の一部、二二四七の一の一部、二二四七の二、二二四七の三の一部、二二四八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>二部字鈔原</p>	<p>二部字鈔原の全域並びに二部字奥間地上エ二二二五の一の一部、二二二六の一部、二二二八の一部、二二三〇の一</p>

<p>二部字田代鍛冶屋敷</p>	<p>部、二二三二一、二二三二二の六の一部、二二三三二の七及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>二部字田代熊ノ谷尻</p>	<p>二部字田代鍛冶屋敷のうち二二〇二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに二部字田代熊ノ谷尻二二〇三、二二〇四の一部、二二〇五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>鳥取県告示第百九十六号</p>	
<p>家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。</p>	
<p>昭和五十八年三月四日</p>	<p>鳥取県知事 平 林 鴻 三</p>

<p>検査期日</p>	<p>検査場所</p>	<p>家畜の種類</p>
<p>昭和五十八年三月三十日午前十時から</p>	<p>東伯郡赤碓町大字松谷六〇六 鳥取県種畜場</p>	<p>牛</p>

鳥取県告示第九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、関金町から同町が行う土地改良事業に係る安歩地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、関金町から同町が行う土地改良事業に係る明高地区第一工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において

準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町から同町が行う土地改良事業に係る間地地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三百三条第三項の規定に基づき、米子市旗ヶ崎第二土地区画整理組合から米子市旗ヶ崎第二土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十八年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

倉吉市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）第

百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年三月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

施設の名称 所在地

倉吉市小鴨隣保館 倉吉市中河原七七二番地六

倉吉市上米積隣保館 倉吉市上米積四六九番地一〇

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千四百円(送料を含む)】